

## R1.9.13 議会運営委員会

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

### 1. 9月定例会の日程及び運営について

#### (1) 知事提出予定議案

森田委員長 初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。  
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(君塚総務部長、説明)

森田委員長 何か質問はないか。

(なし)

#### (2) 会期及び会議日程

森田委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。  
9月定例会の日程については、6月28日の議運で予定案としての協議をしている。  
会期については、案のとおり、9月19日木曜日開会、10月10日木曜日閉会ということで、会期は22日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらん願う。  
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

#### (3) 質疑並びに一般質問

##### ① 一括質問

##### ア 質問者(会派)の発言順序

森田委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。  
まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 9月26日木曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党

第2日目 9月27日金曜日 公明党、自由民主党、県民の会

第3日目 9月30日月曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

##### イ 発言者の制限時間等

森田委員長 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数について

は3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

**ウ 発言者の届け出**

森田委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

**エ 発言通告書の提出期限**

森田委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月25日水曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

**② 一問一答**

**ア 発言時間等**

森田委員長 次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申し合わせでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党320分、県民の会100分、日本共産党80分、公明党50分、一燈立志の会30分、緑と青の会20分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

森田委員長 それでは、申し出がないので、原則どおりの運営とする。

**イ 発言者及び発言所要時間の提出期限**

森田委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。

申し合わせにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

**ウ 発言通告書の提出期限**

森田委員長

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。  
申し合わせにより、一括質問最終日の前日の正午となっているが、この日は日曜日であるので、9月27日金曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

森田委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

**(4) 請願書の受理期限**

森田委員長

次に、請願書の受理期限についてである。  
申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、9月30日月曜日の本会議終了後1時間以内とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

**(5) 閉会中の常任委員会委員長報告**

森田委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。  
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

**(6) 決算特別委員会**

**ア 設置の時期**

森田委員長

次に、決算特別委員会についてである。  
初めに、設置の時期である。  
決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月2日水曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

**イ 委員数及び委員の構成割合**

森田委員長

次に、委員数及び委員の構成割合についてである。  
申し合わせでは、委員数は総務委員会と同じ10名、また委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとすることとなっている。  
ついで、委員数及び委員の会派構成については、この申し合わせどおりとするということで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、一燈

立志の会1名とすることで決定する。

また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので、念のため申し添える。

なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、9月26日木曜日の正午までに事務局へ提出願う。

**ウ 付託議案**

森田委員長

次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案23件に加え未処分利益剰余金の処分に関する議案2件が提出されるので、合わせてこれら25件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

**2. 議員派遣について**

**(1) 第19回都道府県議会議員研究交流大会**

森田委員長

次に、議員派遣についてである。

まず、7ページの資料7、第19回都道府県議会議員研究交流大会については、平成22年10月4日の議運申し合わせにより、今年も派遣の対象とすることとし、派遣希望者は、9月19日木曜日午後5時までに、11ページの申込書を事務局まで提出するというので、御了承願う。

また、派遣人員については、全国都道府県議会議長会事務局が、各都道府県で5名から10名程度を予定しているとのことであるので、10名を限度に派遣することとし、10名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということ、いかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

また、分科会の希望についても、人数の制限もあることから、正副委員長にその調整を一任願う場合もあるので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長

なお、今回の議員研究交流大会においては、主催者である全国都道府県議会議長会から、議員1名をパネリストとして出席させるよう依頼を受けており、西内健議員が出席することとなっている。この件については、先ほど御決定いただいた10名を限度とする出席者とは別に派遣することとしたいので、御了承願う。

(了 承)

**(2) 地方議会活性化シンポジウム2019**

森田委員長

次に、12ページの資料8、地方議会活性化シンポジウム2019についてである。

## R1.9.13 議会運営委員会

この件についても、平成27年9月18日の議運申し合わせにより、今年も派遣の対象とすることとし、派遣希望者は、9月19日木曜日午後5時までに、16ページの申込書を事務局まで提出するというので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長

また、派遣人員については、総務省が2名程度の派遣を要請しているとのことであるので、2名を限度に派遣することとし、2名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということ、いかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

### (3) 安徽省友好提携25周年記念訪問団

森田委員長

次に、17ページの資料9、安徽省友好提携25周年記念訪問団についてである。このことについて、事務局から説明をさせる。

榎谷総務課長

17ページの資料9について、御説明する。

安徽省友好提携25周年記念訪問団が、11月20日から23日までの日程で安徽省に派遣される。派遣人数については、議長以外に議員2名分の予算を措置している。

派遣スケジュール案については、18ページをごらん願う。訪問団の派遣スケジュール案である。11月20日から3泊4日の日程で派遣され、安徽省の省庁の表敬のほか、レセプションへの出席、高知県人会との懇談などが予定されている。執行部からは、文化生活スポーツ部長が参加の予定である。

19ページをごらん願う。安徽省からの招待状である。20ページに日本語に訳したものがある。なお、安徽省への友好提携記念訪問団については、5年前の20周年の際にも派遣されており、議会からは議長以外に3名の議員が派遣されている。この訪問団について、本日のこの会議において、議員派遣の対象とすかどうかの御決定をお願いしたい。なお、御決定をいただいたら、概要について事務局から議員の皆様にお知らせし、21ページの様式により、9月19日午後5時締め切りで申し込みの取りまとめを行いたいと考えている。

私からの説明は以上である。

森田委員長

それでは、派遣の対象とすかどうかについて、御意見があればどうぞ。

梶原委員

派遣の対象とすこと、いかがか。

森田委員長

ほかには。

(な し)

森田委員長

それでは、この件については、派遣の対象とすこと御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長                    それでは、さよう決する。

**○ 派遣人数**

森田委員長                    次に、派遣する人数についてであるが、先ほどの説明では議長のほか議員2名分の予算措置がされているとのことであるので、2名を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長                    それでは、さよう決する。

**○ 派遣の申し込み・決定**

森田委員長                    次に、派遣者の申し込み、決定についてである。

派遣希望者は、9月19日木曜日午後5時までに、21ページの申込書を事務局まで提出願う。

希望者が2名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長                    それでは、さよう決する。

なお、これら3件の議員派遣の議案については、早急に議決する必要があるので、質問最終日10月2日の本会議において議決することとし、次回の議運で議案をお示しすることで、御了承願う。

(了 承)

**3. 会派からの申し入れ事項について**

森田委員長                    次に、会派からの申し入れ事項についてである。

この件については、6月28日の議運で他県の状況などを御説明した上で、各会派に持ち帰って御協議いただくこととしていた。参考のため、その際にお配りした資料を別綴じで、再度お手元にお配りしてある。

**(1) 常任委員会のインターネット中継**

森田委員長                    それでは、項目の順に、各会派の御意見をお聞きしたいと思います。

まず、常任委員会のインターネット中継についてである。

初めに、追加資料について、事務局に説明をさせる。

織田政策調査課長                    それでは、22ページの資料10をごらん願う。前回の議会運営委員会において、調査の要請があったインターネット中継を実施している県の導入経費等について、その調査結果を説明する。

調査した県は、前回提案をいただいた、常任委員会数が本県と同じ4である鳥取県、香川県、長崎県、佐賀県、沖縄県の5議会である。一覧表の中に網がけをしたところが、導入経費及び運営経費となっている。また、その右側には経費の主な内訳を記載している。各県の状況を簡単に説明する。一番上の鳥取県の導入経費は190

## R1.9.13 議会運営委員会

万円余りとなっているが、これは当初の導入経費ではなく、ことし9月からシステムを更新する予定ということで、その更新に係る経費となっている。運営経費は年間420万円余りで、これもシステム更新後の運営経費となっている。次の香川県は、導入経費は不明で、運営経費については本会議分を含め約200万円となっている。なお、香川県は、インターネット中継が可能な委員会室は1つだけで、1日に1委員会のみ中継している。次の長崎県は、導入経費、運営経費ともに非常に低額になっているが、これは新庁舎の放送システムを使用していることや、ユーチューブを活用して配信しているためと聞いている。次の佐賀県の導入経費は、本会議分も含め2,500万円余り、運営経費は本会議分を含めて630万円余りとなっている。一番下の沖縄県は、庁内放送用の委員会映像を活用しているため、議会側のみの導入経費はなかったとの回答である。運営経費としては、本会議、特別委員会分を含め390万円余りとなっている。

以上の説明のとおり、各県からはわかる範囲で回答していただいたが、配信方法や活用しているシステムなどによって、経費については非常にばらつきがある調査結果となっている。なお、資料の右端から2つ目に委員会の質疑方法等の補足説明を記載している。高知県と同様に複数の委員が随時質疑を行っているのは、鳥取県、香川県である。また、資料の右端に1委員会当たりの平均審査時間を記載している。この時間は、表の欄外の注にあるように、各県の平成31年2月定例会における常任委員会の審査時間の合計から算出している。

説明は以上である。

森田委員長

それでは、順次、御意見を願う。追加資料についての御質問があれば、あわせてお願いする。

西内委員

自民党会派としては、今現在、全国と比較しても非常に自由闊達な議論が行われていると思うし、今の常任委員会の独特な雰囲気が壊れてしまうのではないかといった感じもある。また、執行部の答弁も、非常に慎重になってくる傾向になるのではないか。委員の持ち時間の公平性も担保すべきであると思うし、いろいろと議論の一部の切り取りをして、一定の意図を持ってしまうような可能性もあり、そういった課題があると思う。そして、本会議のインターネット中継の視聴数も1日当たり約300件前後という推移があるわけで、議会の存在のあり方、議会がどういう活動をしているのか――実際に、先日東京なんかで見たのも、電車の中つり広告で東京都議会の日程や委員会の日程も含めてだが、そういった宣伝広告をやったりしながら、議会が今どういった活動をしているか、まず議会が何をしているかということを知っているような状況である。

このまま、今すぐインターネット中継をやるのは、少し時期尚早なのではないかというのが、我々会派の意見である。

西森副委員長

公明党としては、インターネット中継をやったときに、時間的な公平性がどう保たれるのか。それがない場合に、適切な言い方かわからないが、パフォーマンスの場になってしまうという心配もある。そのあたりを慎重に考えていかないといけないのではないかと議論になった。

大石委員

まず、詳細に調査をいただき、ありがとうございます。

県民に開かれた議会運営をしていくことが重要なことである。今出たさまざまな

## R1.9.13 議会運営委員会

	<p>意見もしっかり勘案していかなければならないと思う。導入している県でどういう経費がかかったか、こういうところは今回の資料でわかったが、導入した結果、当初求めたような透明性が上がったとか県民の満足度が上がったとか、そのあたりの評価についてはどうだったのか、聞き取りをされたか、伺いたい。</p>
織田政策調査課長	<p>目安として、アクセス数を5県に聞いている。年間の件数を調べたので、これを御報告する。香川県が年間1万7,000件、長崎県が8,500件、佐賀県が3,500件、沖縄県が約3万件である。鳥取県については、把握していない。</p>
森田委員長	<p>アクセス数だけは聞き取りをしているとのことだが、あとまだ大石委員のほうで、何か具体的な思いがあるか。</p>
大石委員	<p>県民の評価とか、そういうのはどうか。</p>
織田政策調査課長	<p>インターネット中継を導入したので委員会がこういうふうになったとか、そういう効果までは調べていない。</p>
大石委員	<p>我々もそれを調査したいと思うが、自由闊達な雰囲気とか、先ほど言われた発言時間の公平性、これが毀損されないでかつ非常に効果があるのかなのかということとを一回調査する必要があると思うので、今後また情報があれば、我々も独自に調査を試みたいと思う。</p>
森田委員長	<p>事務局で、そのような内容まで調べることができるか。</p>
織田政策調査課長	<p>どのように聞くか、なかなか難しい。導入されてどういうふうになったのか、変わった点があれば教えていただきたいという調査になるのではないかと。</p>
森田委員長	<p>それぞれ情報が欲しいところを調べてみるということで。 それでは、3会派の意見をいただいたので、申し入れ会派から順番に、県民の会から。</p>
坂本委員	<p>ここに示された数字、あるいは状況などについてはそうなんだろうと思う。今までの議論と少し変わってきている点として、かつてこの議論をしたときに、現地調査などもいくつかの県議会に議会運営委員会で行ったと思うが、経費の割にアクセス数が少ないという意見があった。きょうの報告では、アクセス数もふえているということだろうと思う。そういった意味では、以前から提案するときに言ってきたのは、本会議はテレビ中継やネット中継で見ることができるが、委員会の場合はそれができない。直接傍聴に来ても、傍聴席数が少ないとか、あるいはどういった付託議案がどの時点で議論されるかわからないので、例えば朝から来て待たなければならないとか、そんなこともあたりする。それがインターネット中継であれば、在宅で聴取できる、あるいは遠隔地であっても聴取できるということで、やはりそういったことは、県民の権利として保障すべきではないか。そのことで、先ほどから言われている県議会が何をしているのか、何を議論しているのか、もっとよくわかるのではないかと。先ほど大石委員も言われたが、自由闊達な議論とか、あるいは公平性が保障されるのかという御懸念があるとしたら、導入したところが、そう</p>



いった議論が毀損されているのかということ調査したらいいのではないかと思います。

香川県が1日に1委員会のみ中継というのは、ちょっと誤解を招きかねない。香川県は、1日に1委員会しかしていない。高知県であれば、4常任委員会を同時並行でやるが、香川県は1つの委員会だけをやって、他の委員会の委員が審査中の委員会を傍聴することができる形をとっているらしく、だから1日1委員会ということのようなので、なお事務局で確認していただいてもいいと思う。そういったところも含めて、特に導入してから委員会での議論状況が大きく変わったということのようなことは、私は把握できていない。できるだけ早い時期に導入して、委員会をネット中継によって傍聴する、そういったアクセス権を県民に保障していく必要があるのではないかと考えている。

米田委員

私も何回か、委員になったときに他県にも議会改革の調査に行ったが、今言われたようにアクセス件数が何千何万というところにきているので、それぞれの議会が非常に注目されて、そういう回路を使って常任委員会の視聴、参加が保障されている、また県民の注目も強いことを改めて感じている。何千何万ということであるが、何百だったらだめということではなくて、やはりいろんな回路を使って県民参加を保障していくという大原則が非常に大事だと思う。とりわけ、投票率が低下している中で、いろんな回路を使って県政を知ってもらう、県政に参加してもらうということを最大限保障するという、私たちの努力が必要ではないかと思う。

もう一つは、自由闊達とか公平性の問題が出されたが、以前の自民党会派の皆さんは、もう少し積極的に常任委員会を公開しようということで、一緒に検討してきた印象がある。議事録は見えないが、そのときもそんな話はあまりなかったように思う。当時、土森正典議員が、高知県議会は常任委員会を非常に大事にしている、いろんな会派がそろって闊達な議論をしているということ言われている。きょうも、新しい会派の議員も含めて、そういう点ではみんな一致していると思う。カメラが入ったからといって、萎縮するような、雰囲気が壊れるような住民代表、県民代表の議員はいないと思うし、これまでどおりの闊達な議論をやったらいいいことで、要はその中身を県民の皆さんに知ってもらうということが大事であるので、それはあまり障害にならないと思う。現に、この前の委員会でも、正副委員長も含めてみんなの意見を大いに議論しているので、その姿を県民の皆さんに知らせる、とりわけ高知県議会の場合は、常任委員会の議論というのを非常に大事にしているので、本会議だけではなく、そこを皆さんに知ってもらう場を提供することが大事じゃないかと思う。時間の問題も、みんなそんなにパフォーマンスとか、そんなことをやっている人はいない。カメラが入るからといって少々あれかもしれないが、それは議員の良識に基づいてやったらいいことで、そういう点では解決できるのではないかと思う。

全国で12県、既にやられていて、12県がそういう自由闊達な議論が壊れたとか、不公平があるということでやめたところはない。だから続けていると私は思う。高知県議会は、改革の先頭に立ってやっていると自負しながらやってきた。今度やっても13番目になるから、ぜひ実施する方向で引き続き検討していただけたらと思う。

大石委員

議論が出てきてそれで精度が高まっていく、それが非常に高知県議会の常任委員会のいいところだと思う。そういう意味では、ここに出ている長崎、佐賀、沖縄の方式というのは、高知県にとっては全くそぐわない。要は、時間制限したり、他の

議員に質疑が移ったら再質問ができない、このあたりはちょっと高知県にそぐわないという気がする。インターネット中継を導入したことと、こういう質問形式にしたことは関連性があるのか、もともとこういう方式でやっていたインターネット中継とは別問題なのか、インターネット中継を導入したから映像撮りのこともあるのでこういう方式にしたのか、そのあたりどういう状況か。

織田政策調査課長

おそらく、インターネット中継を導入したので変えたということはないだろうと思う。確実に確認していないので、ちょっとあやふやな回答だが。

大石委員

調査できるか。

織田政策調査課長

はい。

森田委員長

そのほかに。

(織田政策調査課長、挙手)

森田委員長

織田政策調査課長、どうぞ。

織田政策調査課長

インターネット中継導入の効果を調べるという要請があったが、調べる先だが、きょうお示した5つの議会でよいのか、それともインターネット中継をやっているところ全てということか、確認したい。

坂本委員

せっかくなので、やっているところで。

森田委員長

この5県だけに絞らずに、インターネット中継をやっているところに聞いてみることで、調べられる範囲で調べてほしい。

それぞれ御意見をいただいた。確かに導入のメリットもあるが、懸念の部分も随分あると、そういうところが順番に出された。アクセス数が多くなっている、それはそういう時代になっていっていることもあるが、もう一度この件についても、本日の協議はここまでとして、お持ち帰りの上で、次回の協議までに再度御検討していただくことでお願いします。

## (2) 傍聴機会の保障

森田委員長

次に、傍聴機会の保障についてである。  
親子傍聴席や傍聴時の託児サービスなどに関する項目である。  
順次、御意見を願う。

梶原委員

親子傍聴席の設置及び議会傍聴における託児サービス、この2点についてだが、親子傍聴席の設置を行っているところは、まず議会棟新築時に整備、庁舎新築時に整備、中継室の転用、放送室の転用、車椅子傍聴席の一部転用ということで、建物内にある設備を使ってやられている。前回の事務局からの説明で、高知県議会の傍聴席の構造上、新たに設置することは大変難しいということもお聞きしている。現実的には、託児サービスについての検討を行うことになると思う。

託児サービスを行うことは、私どもは全く反対意見もなく、できる機会があればというふうには思っている。この実績を見た場合に、やられている県、福島、静岡、秋田、鳥取、東京、神奈川、京都とあって、過去2年の実績が東京で2件、神奈川で5件。東京は人口1,300万人、神奈川は900万人いるし、その他のところは2年間の実績なしとなっている。こういう要望の声が現実に出てきたときに、しっかり考えていけばいいんじゃないかというふうに思っている。

対応としては、3階の応接の1つを改修したり整備をした上で保育士の派遣とか、ニーズがあればそういう方向は全く異存はないが、やられているところの実績を見れば、今すぐ費用をかけてやるのか。今後、そういった声を待って、新たにそのときに検討すべきではないかと、そういうふう感じている。

西森副委員長

申し入れをしたところにお聞きしたいが、これを設置するのはどういう目的なのか。親御さんが傍聴するのが目的なのか、それとも親と子がそろって傍聴するのが目的なのか。このあたり、どういうふうに考えられているのか。

米田委員

いろんなニーズがあると思うが、メインは親御さんが傍聴する当たって、子供さんを見ながら傍聴する人もたくさんおいでるわけで、そういう人が参加しやすいように。現に、今回の2月議会ですかね、6月議会も子連れの方がおいでましたよね。子供さんが泣き出して、結局出られたと思うが、議場の中で泣いたりしていた。実際に問題になるので、そういうこと。そうでないと、お母さんやお父さんがなかなか子連れで来にくい。

西森副委員長

親が聞くということであれば、傍聴席の設置というのは、スペースの問題を考えても難しいものがあるのかなと思うところである。親が聞くためのものとして、どう確保するかということであれば、託児サービスという形で十分なのではないか。例えば、要望があったときは保育士さんを雇って子供さんを見てもらう、そういうサービスはあってもいいのではないか。部屋は、どこかの応接室なりで見てもらう。そういう形であれば、新たに託児スペースをつくらなくて、経費もかからないですむ。

大石委員

これは、明確にその数字を見ると、つくっても、たくさん来るのかというと、なかなかそうは言えない状況なのではないか。基本的に、時期尚早ではないかと考える。

一方で、そもそもふだんの議会の傍聴席も随分空席が目立つようなときも多い。むしろ、もうちょっと手前の議会活動をもっと知ってもらおうとか、そういう活動に注力した上で、ニーズが出てくるとなったときに議論したらいいと思う。先ほど見たとおり、実績は他県でもほとんどない。これが現時点での1つの評価だと思うので、これを急いでやるということにはならないんじゃないか、そういう印象を抱いている。

森田委員長

先ほども出たが、議会傍聴がほとんど空席のままである、議会で何をやっているかという話は、議会から委員会の議題も含めて、また委員会で議論する諸般の部局も含めて事前に広報することでアバウトな部分がわかるし、それで足を運んでくれることもあると思う。今後、先ほどの議論の中で言われた、委員会がいつからどんな議論をしているのかわからないことも含め、傍聴にあわせて改革の余地があるん

じゃないかと思う。

大石委員

今後、議論をするのであれば、県の政策について県民にアンケートをとる機会があると思うが、開かれた議会がどうだろうとか、そのときに県民のニーズを調査できるような項目を入れてみるとか、そういうところからスタートしたらいいのではないかと思う。

森田委員長

総務部長、県の広報の中でニーズを吸い上げてくれる機会があれば、お手伝いしていただけたらと思う。

次は、申し入れ会派の県民の会から。

坂本委員

傍聴席の新たな設置のスペース的なこととか、既存建物の関係で困難な面もあるのかもしれないが、託児サービスの提供状況というのは、検討しておいたほうがいいと思う。ニーズが出てきたときに、どうやって応えられるのかというふうな。確かに、導入しているところで実績が少ないというのはあるが、だからといって何も構えておかないのか、あるいはニーズが出たときに、それに応えられる体制をつくっておくのかによってまた違うと思う。高知県として、ニーズが出てきたときにきちんと応えられるようなシステムをつくっておくということの検討はしていくべきではないのかなと思う。

ちょっと比較ができないかもしれないが、例えば手話通訳なんかも、必要に応じて手話通訳者を配置することに高知県議会はなっていると思う。かといって、そのニーズがたくさんあったかという、そうではないかもしれない。けれど、そうやって構えているということである。託児サービスの面でも、子供連れでどうしても傍聴したいが、子供が泣き出したら皆さんに迷惑をかけるから預かってもらえないだろうかということに対して応えられるようなシステムをつくっておくことが、これからの高知県議会として、そのニーズに応えていくことになるのではないかと思う。

米田委員

子供連れでも行けるという環境を整えておかないと、行きたくてもなかなか行けない面がある。だから、確かに実績は少ないかもしれないが、もっと周知をしなければいけないし、中身も含めて努力もしながら、どんどん利用してもらおうという方向へ積極的に議会も取り組んでいかないといけないと思う。条件的に、環境的にそれを保障できる仕組みをつくっておくべきだと思う。旭のこうち男女共同参画センター、ソーレは、ガラス越しに会場を見渡せる、そういう保育スペースをちゃんとつくっている。建物が新しいという面もあるが、そういう点も含めて、引き続き検討をしていただきたいと思う。

森田委員長

おおむねの話聞いたが、この親子傍聴席の話と託児サービスで支援するという話、それぞれに分けたら大体ニュアンスが同じような意見がそろった。この件についても、もう一度きょうの議論を踏まえて、各会派に持ち帰り、次回の協議で再度検討するようにしたい。

梶原委員

再度検討するために、事務局のほうで現実的に託児サービスをする場合に、実際に使える部屋というと3階のどこかの部屋になると思う。そこを託児スペースとして使えるように改修にかかる費用と、保育士の派遣を受けて1日にかかる費用なり

を出していただいた上で、それだけの費用ならまだ要望がない段階でも整備をして要望があったときに対応をすべきなのか、それがあまりに多額なら、もう少し様子をみようかという検討になるかと思うので、その試算を一度出していただければ、それをもとに検討したいと思う。

吉岡議事課長

託児サービスについて、スポット的に各種セミナーや講演会、コンサート等の際に、会場へベビーシッターを派遣して託児する、イベント型託児と呼ぶようだが、これを行っている託児業者1社を先日事務局において訪問し、話を伺った。その話などを踏まえて、御説明をさせていただく。

託児業者の話では、基本的には託児するのにふさわしい場所さえ準備できれば、十分対応できるとのことであった。託児場所が和室ならそのまま利用するが、この議運の部屋のような土足での部屋の場合も、床への敷物をシッターが持参するので、託児室として使用できるとのことであった。そのほか、託児するのに必要と考えられる、子供たちが遊ぶためのおもちゃや昼寝用の布団はオプションとなり、ベビーシッターの派遣費用とは別に料金が発生するが、業者において準備することができるということであった。

派遣されるベビーシッターの人数は、子供が1人で短時間の場合は1名、2人以上になれば2名以上、また長時間になる場合には休憩も必要になるので複数派遣するといった形になるとのことである。ただし、このあたりは実際に預かる子供さんの年齢によっても変わってくるようである。

費用だが、この託児業者が公表している資料によると、ベビーシッター1人で平日昼間1時間当たり1,800円、利用は2時間から。あと、交通費として高知市内で500円程度。オプションとなる、子供たちが遊ぶおもちゃは1式で1,000円、布団1組で300円となっている。例えば、午前中の質問に2人の子供さんの利用があるとすれば、託児業者の話ではシッター2名が必要とのことで、前後の時間を含め2名が2時間30分の派遣となり、交通費、おもちゃのオプション料金を含めて、税込みで約1万3,000円程度と試算される。話を聞く限りは、当議会で託児サービスを実施することは十分可能と考えられるが、託児室をどこにするかといったことを含めて御検討いただければと思う。

以上である。

大石委員

今、基本的に議会というか県が直営でやるような話、場所を構えるのもそうだし、サービスにしても誰が責任をもって業者とやりとりをするのかわからないが、多分議会事務局がやるようになると思う。そもそもあまりニーズも見込めないのに、そこまで手をかけてやるのは、なかなか大変だと思う。ただ、一方でそういうニーズに備えるために、例えば民間の事業所とかに自力で預けてもらって、そのかわりにクーポンを発行するとか、そういう簡易なところではある余地はないのかということ、事務局として調査したことがあるか。

吉岡議事課長

調査していない。

米田委員

親子傍聴席の話であるが、今の構造上難しいということだが、現実的に何か方法はないのか。最終的な専門家の意見も含めて、親子傍聴席の可能性、現実性はどうか。

### R1.9.13 議会運営委員会

- 吉岡議事課長 建築課等の専門家の意見は聞いていないが、一番上のスペースには耐震のプレスも入っているので、場所的に非常に厳しいかと思う。左右には扉があり出入り口となっているので、そこを塞ぐわけにはいかないし、真ん中はプレスがあるので非常に困難か考える。
- 米田委員 困難はわかったので、技術的に無理という専門家の最終的な意見も。
- 吉岡議事課長 専門家の意見を聞くようにする。
- 大石委員 提出会派にお聞きしたい。例えば、何か事故が起こったとき、大人は傍聴に自分の意思で来ているから自己責任だが、連れて来られている子供は、例えばけがをしたとか天災で何か問題があったとか、こういう場合の責任の所在というのはどうなるか。議会として預かれば、例えば訴えられたりしたときに、管理が悪かったとか、そういうことで議会が責任を負うことにもなり得るんじゃないかと思うが、どうか。
- 吉岡議事課長 議会側の設備の関係で赤ちゃんや子供さんがけがをした場合は、議会側の責任になると思う。ベビーシッターの側が何かちよつとしたという場合は、業者が保険に入っているようであるので、そちらでカバーする形になるかと思う。
- 大石委員 そういうことを考えたら、いろいろリスクもあるし、先ほど提案者の皆さんからの、子供と一緒に見たいわけじゃないということであれば、自己責任で民間の事業所に預かってもらう、そのかわりそういう金銭負担は、後でクーポンなりなんなり発行して議会がやると、そういう形で議論するというのもあるのでは。議会が責任を持ってやらないといけない、そのあたりの提案者の皆さんの考えはどうか。
- 米田委員 そこまで詰めていないが、子供とか取り立ててなくて、一般の傍聴者が来たときに、いろんな保障をどうするかというのは共通だ。それとイコールになると思う。
- 大石委員 子供は連れて来られるほうですよ。自らの意思で傍聴に来ているわけではない。
- 米田委員 県民がそこへ来ているわけだから、大人といえども子供といえども、何が原因、起因、要因で事故が起きたかということをもとに、いわゆる一般の保障的な対応ができるんじゃないかと思う。それは、考えていったらいいと思う。
- 森田委員長 坂本委員はそこまで考えているか。
- 坂本委員 そこまでは考えていない。ただ言えるのは、例えば民間のそういうところへ預けてくるということであれば、この近隣にそういったところがあるのかも含めて、どうなのかという気はする。例えば、事業者としてそういう子供を預かるとか保育士を派遣するとかでなくても、最近いろんな形で共生社会ということも含め、そういった困り事を委託したらそれを支援するというふうなマッチング。この間、危機管理文化厚生委員会で視察したところがしていたような仕組みを、例えばこの中に持ち込んでくることも一つの方法としてあるかと思う。やろうということで検討すれば、検討のしようはあると思う。

森田委員長 全体としては、非常に取り組みに前向きである。個々具体のどう預けるかという話に議論が入っていったので、今後またそのあたりを事務局が探れるところは探って、それぞれが調査できるところはもう少し調査をして、なおこの議論を会派に持ち帰って、次回協議をするということではいかがか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

**(3) 費用弁償の見直し**

森田委員長 次に、費用弁償の見直しについてである。  
まず、追加資料について、事務局に説明をさせる。

榎谷総務課長 23ページの資料11をごらん願う。この資料は、前回の御議論の際の御意見を踏まえて、費用弁償に関する昨年度の決算状況と、それを普通旅費として置きかえて計算した場合に、どれだけになるのかを試算した資料である。まず、左端の列で定例会と委員会を区分しているが、便宜上、この表で委員会は、出先調査の取りまとめ委員会や決算特別委員会など、定例会の会期以外の日程で開催された委員会について整理しており、定例会の会期中に開催された委員会については、定例会に含めて整理をしている。このうち、定例会の区分の状況について御説明する。

24ページをごらん願う。この表は、定例会にかかる費用弁償について、費用弁償の施行規則、別表の距離区分ごとに、昨年度の議員の皆さんの在職状況、昨年度の費用弁償の決算状況、普通旅費として置きかえた場合の状況を取りまとめたものである。費用弁償の列については、昨年度の議員の皆様の登庁実績に基づく決算額となっている。例えば、高知市の議員については、登庁1回当たり5,000円が支給されるが、高知市の15人の議員の平均登庁日数が51.7回で、1人当たりの平均で年間25万8,500円の費用弁償が支給されていることになる。次に、普通旅費の列について御説明する。まず、試算の前提となる登庁状況は、昨年度の各議員の実際の登庁状況に基づいている。次に、議員の皆様が、実際にどのような交通手段で登庁して宿泊をどうしたのか等については実際を把握していないので、試算に当たっていくつかの条件を設定している。設定した条件については、表の下に注として記載している。まず、往復の旅費については、居所から議事堂までの距離に応じて、自家用車利用で遠方の方は高速道路を使用したものとして試算をしている。居所から議事堂までの路程が4キロ未満の場合については、県の旅費の規程に準じて旅費不支給で試算をしている。宿泊については、往復150キロ未満の場合は日帰り、往復150キロ以上220キロ未満の場合は、登庁が連続した場合のみ宿泊、それ以外は日帰り、往復220キロ以上の場合は、登庁した場合は宿泊したものとして試算をしている。

このように、試算に当たっていくつかの前提を設定しているため、タイトルに、「H30の登庁実績及び県の旅費規程により計算した粗い試算」と記載している。実際には、自転車等で登庁されたり、JRを使って登庁されたり、150キロ未満でも宿泊されたり、150キロ以上でも日帰りされたり、ホテル以外に宿所を利用されたりなどさまざまなパターンがあると思うが、一定の前提を設定しなければ試算ができないので、先ほど申し上げた前提に基づき試算するとこのような結果になると、そういう資料であることを御理解願う。

試算結果としては、距離区分ごとに1人当たりの平均旅費、平均往復回数、宿泊

回数により試算した額を1人当たりの年間額としてお示ししている。例えば、高知市の議員については、議事堂までの路程が片道4キロ未満の場合は0円となる。片道4キロ以上の場合は、年間で1人当たり平均1万7,216円になるという試算結果となっている。また、150キロ以上の場合は宿泊の要素が入ってくるので、宿泊がカウントされるかわりに往復の回数が少なくなるといった前提の試算である。合計については、37名分の年間トータルの金額を記載しており、費用弁償の実績が1,623万6,000円に対し、普通旅費に置きかえた試算結果は703万5,786円となっている。

23ページにお戻り願う。定例会の区分の額については、先ほど申し上げた積算・計算の結果を記載している。また、委員会の区分についても定例会と同様の方法で積算・計算を行った結果を記載している。その合計額として、昨年度の費用弁償の決算額であるが、定例会と委員会で合わせて1,930万7,000円となっている。これを普通旅費として置きかえて計算すると、定例会と委員会を合わせて833万円余りという試算結果になっている。

次に、25ページをお開き願う。「定額支給から交通費実費支給に変更した4県の経緯」とある資料である。この資料は、前回の御議論の際の御意見を踏まえて、平成27年以降に支給を定額から実費に変更した4県について、変更の経緯を取りまとめた資料である。議事録等をごらんになって議論の詳細を知りたいとの御意見であったが、いずれの県も非公開の場での議論だったとのことで、議事録等はいただけなかった。このため、報道された内容により状況を取りまとめている。

まず、福井県である。交通費に加えて、1日一律3,000円の公務雑費が支給されていたが廃止の声があり、全国の状況等を踏まえて公務雑費を廃止し、現在は交通費のみの支給になっていると伺っている。次に、兵庫県である。全国的に話題となった、政務活動費の不適切支出に端を発して費用弁償についてもあり方を見直すこととなり、実費支給は時代の流れといった声が少なくなく、定額支給を実費支給に変更したとのことである。26ページをごらん願う。香川県については、議会改革検討委員会で問題提起があり、協議の結果、定額を実費にする方法に変更している。議論の内容については報道されていなかったが、事務局に聞き取りをしたところ、全国の状況などを事務局から説明し、それを踏まえて議論が行われたと聞いている。最後に、徳島県についてである。定額支給について、徒歩であっても支給されることへの批判や、県の包括外部監査の、社会通念上相当と思われる金額を超えているとの指摘などがあった経緯を踏まえ、会派から見直しの提案があり、国家公務員や県職員の旅費に関する法令等を適用した案について、議員の皆様の意見を反映した上で、実費支給に変更している。

資料の説明は、以上である。

森田委員長

随分、細かく調べていただき、ありがとうございました。

それでは、順次、御意見を願う。追加資料についての御質問があれば、あわせてお願いする。

まず、自民党からどうぞ。

梶原委員

自民党会派としては、これまでの議論のときにも方向性については申し上げてきたが、定例会等への出席は議員の重要な活動の場であり、そこへの出席に伴い職責を十全に果たすための準備、連絡、調整及び移動等の費用を含む、常勤の公務員にはない諸雑費や交通費の支給を要する場合がある。そしてその職責、職務を全うするための費用としては、交通費にとどまらず諸雑費、個々の議案審議等のための必



## R1.9.13 議会運営委員会

- 要な情報や資料の収集、整理をするための費用が含まれるものと、この費用弁償の必要性は会派で一致をしたところである。
- 会派の中でも多々意見があった。現行どおりとする意見や、また先ほど事務局から説明もあったように、世論の動向等も踏まえて、例えば額等について一定見直しを行うべきではないかといったさまざまな意見があり、現状ではまだ会派として現行どおりでいくとか、少し見直すとかの意見集約はできていないので、今後さらにしっかり検討をさせていただきたいと思う。
- 西森副委員長 公明党としても、まだ結論というか、そういう形にはなっていない。今の定額でいいのか、また定額の金額自体がどうなのかというところも含めて、さらに会派の中で議論していきたいと考えている。
- 大石委員 我々も会派として結論が出ていないので、きょうの話を受けて、総合的に判断をしていきたいと思う。
- 坂本委員 きょう出された資料は、この間の議会運営委員会で求めておいたものであるが、ごらんのような費用弁償での支給総額と、普通旅費で粗に試算をした支給総額でも、年間1,000万円近くコストカットになるということを考えてときに、費用面だけでいうと、この費用によって、例えばインターネット中継の費用も十分に捻出していける、ほかの議会改革に必要となる新たなコストをこれで生み出すこともできるというのは、いい面での副作用としてあるのではないかと思っている。
- 新たに定額支給から実費支給に変わってきたところの理由をお聞きしても、やがて高知県においてもそういった議論をせざるを得ないことになってくる可能性があるから、そういった意味では、ぜひこの機会にそういうことを踏まえて、実費支給にしていく方向性を明確にさせていただいたほうがいいかと思う。今、話のあった3会派では、さらに議論をされていくということだが、今回の機会にこの件については見直しをしていただければというように、御検討いただけたらと思う。
- 米田委員 旅費の比較表もつくっていただいて、ありがとうございます。
- 非常に数字の結果も出て、こんなに差があるとあまり想定していなかったもので、本当に大事に節約しながら、県民の税金を使うということも大事だと改めて思った。確かに、実費プラスいろいろ諸費もいるが、それは政務活動費というのが保障されている。政務活動費はそういうところに使用すべきと私は思うので、その活用によって、議員としての必要な調査をできるのではないかと思う。
- ぜひ、引き続き検討をしていただければと思う。
- 大石委員 今、政務活動費の話が出たが、高知県議会は、活発に政策調査をしたりとか活動をしていると思う。一方で、報酬とか政務活動費は全国最下位クラスではないかと思う。そういうところの見合いとして、全体の議論もしたらいいと思う。その資料として、政務活動費と報酬の全国比較は出してもらえるか。
- 森田委員長 議員活動に必要な経費のそれぞれの部分であるので、総括した議論に持つていくために、事務局は資料をつくってほしい。
- 榎谷総務課長 はい。

森田委員長 ほかになれば、見直しが必要とか、あるいは必要な経費だというそれぞれの立場からの話が出たので、意見を持ち帰りの上、次回の協議までに、再度検討をいただくようにお願いします。

#### (4) 子育て世代の議員活動を保障する制度

森田委員長 次に、子育て世代の議員活動を保障する制度についてである。  
この件については、これまでのところ具体的な話が出ていない状況であるので、まず申し入れのあった会派から、想定される具体的な制度や取り組みについて御発言いただき、それを受けて他の会派から順次、御意見をお伺いしたいと思う。  
共産党、米田委員、お願いします。

米田委員 4月のときに事務局がつくった全国都道府県議会の状況、会議規則上の欠席規定とか、事務局が調査した段階では、いくつかの県が育児あるいは介護・看護の欠席理由を規定しているところもある。そういうところの経過と活用している状況等を調べて、全国の動きをまず掌握したいというふうに思っている。  
全国都道府県議会議長会も、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律ができてからどうするかということで調査もされている。内閣府も、全国的な市町村議会、県議会の調査をやられていて、どういうことができるか、それぞれ検討されている。

進んだところでは、沖縄の女性議員が定数15で4人おられるところは、育児室をつくったり授乳スペースを確保するとか、現にやられているところもあるので、市町村も含めた施策を調査して全体を明らかにし、新しい法律に基づいた男女共同参画が進められるように、そういう検討もしていただきたいとの一つの思いである。

坂本委員 同様であるが、国会でも小泉議員が育児休業をとるかからないかということで、いろんな御発言、情報発信があったりしている。これからは、さらにそういうことが県議会などでも求められてくる議論ではないかと思う。そういった意味では、会議規則上の欠席規定という多様な議員の参画が保障できるような規定をあらかじめ設けておくことは必要ではないかということで、提案させていただいた。

森田委員長 社会の趨勢と時代の要請があり始めたのは、皆さんの立場からもわかると思うが、それを踏まえて自由民主党、お願いします。

西内委員 自民党としても、そういう意味では今の議員のなり手不足等の状況を考えると検討するには値すると思うが、現実として規則で定めた場合に、具体例としてどういうふうを取得しているかとか、そういった状況を調べて検討していくべきではないかと考えている。

西森副委員長 保障していくことは大事なことだろうと思うので、具体的にどういうことというのをを出していただく中での議論になる。

大石委員 きょう初めてお伺いしたので、これから会派に持ち帰って議論するが、地方議員というのは特別職といいつつ臨時的な扱い、身分的にであるが、そういう我々が活動していく中でいろんなそういう制度を使うのが、そもそも我々の職の立場という

か、整合性があるのかなということも思う。今、慶弔が認められているが、それは多分自らコントロールできない部分に対しては当然融通が効くわけである。子育てとか介護というのが、本当に自らコントロールできない部分に入るのか、そのあたりを議論していかなければならない。あまり拡大したときに、言い方は悪いが性悪説に立てば、子育てとか介護とかも本来は自分でコントロールできるのに、恣意的な使い方をするような議員が出てこないとも限らない。そのあたりを慎重に議論すべきじゃないかと思う。そもそもの地方議員の立場というか、法的な意味でも確認をしたいと思う。会派としても、ちょっと調査をしたいと思う。

梶原委員

先ほど、坂本委員が小泉進次郎議員が子育てに育休を使うかどうかという世論もあると言われたが、世論の中でも皆さんが思われるのは、逆に議員は育休で休んだところで議員の報酬というのは下がらないが、現実の働いている皆さんが休めば給料が下がる。そういうことに関して私たちは、働いている子育て世代が、いかに仕事をしやすいかということを含めて国でも議論すべきであるし、県政でも議論すべきであると思う。その中でも、例えば育児とか介護、さまざまなことで長期間休みをとること、県民に負託をされた議員として本会議等に出席して議決するという議員としての責務の部分と、どういうふうに兼ね合いをしていくのかをきちんと整理しないといけない。議員サイドはいくら休んでも変わらないのに、長期間でのそういう休暇が認められると、逆に言えば議員の特権ではないかというような声も出てこようかと思う。ここは、さまざまな方面からしっかり議論した上で、方向性を決めていくべきだと思う。

西森副委員長

小泉大臣の話であるが、政府側の人になったわけで、単なる国会議員とは違う立場であって、その方が育休なりをとった場合、給料であるとか退職金にも影響をしてくると思う。我々議員とは違うと思う。

坂本委員

一番最初に情報発信したときには、まだ大臣になっていなかった。それは一つの今の状況の中で、政治家が育児にどう関わるかということを含めての情報発信なわけで、それをここで比較して議論しようとは思っていない。

森田委員長

深い議論が必要というような話が出始めたところであり、今回初めて俎上にのった議題であるので、それぞれ議会事務局からの情報ももらいながら、今後議論を深めていく。

坂本委員

その際に、今出たことを含めて調べておいていただきたらと思うが、こういった規定を構えているところで、例えばそれを取得したときに報酬とか、そういったものが減額されているのかとか、そういったことがどうなっているのか調べてほしい。

森田委員長

今、想定されるようなことを調べられる範囲で事務局は調べてほしい。

樫谷総務課長

米田委員から市町村の状況も含めて調べてほしいとの発言があったが、市町村までいくと非常に幅広くなるので、できれば都道府県の範囲で調べさせていただければと思う。

森田委員長

それでよいか。

米田委員 はい。

大石委員 1点だけ提出会派の皆さんにお伺いしたいが、私も実は子育て中であるが、あまりそういう不便を感じたことがないので、いまいち具体的にどういうことをしたらいいのかイメージが湧かない。皆さん子育てされながら議員活動をされてこられたと思うが、そういう中で制度があつたらもっとこういうことができたのにか、具体的な思いや事例があつて今回の申し入れに至っているのであれば、そういう事例をあわせて教えていただければありがたいが、いかがか。

森田委員長 こういうときには、こういうサポートがほしいという具体の話があれば、それぞれ持ち寄って議論を深めていくということによいか。

大石委員 はい。

森田委員長 この案件については、次回の協議に持ち越すということで、よろしく願う。

**○ 委員会での湯茶の提供の見直し**

森田委員長 会派からの申し入れ事項については以上であるが、関連で何かないか。

(土森委員、挙手)

森田委員長 土森委員、どうぞ。

土森委員 委員会でのお茶の提供について見直しをしたらどうかということで、自民党からの申し出である。四国の状況を事務局に調べてもらっているので、資料を配付してもらいたいと思う。

森田委員長 それでは、事務局、資料を配付願う。

(事務局、資料を配付)

森田委員長 事務局から、説明願う。

樫谷総務課長 お手元にお配りした資料であるが、自民党から御要望があり調べた内容となっている。四国4県の委員会の審査における湯茶の提供状況である。香川県については、事務局がペットボトルのお茶と紙コップ、紙コップホルダーを各委員席に事前に用意している。徳島県については、事務局が委員会室の入り口に缶のお茶とコーヒーを用意して、各委員が自由にとる。愛媛県については、事務局による用意はなく、ペットボトルやマイボトルの持ち込みを認めているとのことである。

森田委員長 それでは、土森委員、御発言をどうぞ。

土森委員 高知県議会では、1時間おきに配っていると聞いている。まことに恐縮であるし、人材の確保が難しいということと、議会改革ということなので、ペットボトルを持

- ち込むやり方をしたらどうかと思う。ペットボトルそのままでは体裁が悪いので、紙コップを事務局で用意し、そういう提供の仕方したらどうかと思うが、いかがか。
- 森田委員長 御意見はないか。
- 梶原委員 事務局から、お茶を出していただいている方々の状況や確保について、現状を説明願う。
- 榎谷総務課長 現状であるが、各委員会のお茶出しのために、日々雇用の職員をその日に合わせて雇用しており、昨年度の決算額が約20万円ぐらいとなっている。各委員会4室あるが、最近人集めに苦勞しており、人が集まらない場合は、事務局の職員がかわりにお茶を配ったり作業をしている。  
以上である。
- 坂本委員 愛媛県方式でやったらどうか。ペットボトルやマイボトルの持ち込み。中には、マイボトルに温かいお茶を入れてきて飲みたい人もいるだろうから。  
紙コップは、例えば入り口に置いておけば、必要な人はそれをとって、別に見た目がどうでもいい人はペットボトルから飲むだろうし。ペットボトルも、わざわざ席に置かなくても入り口に置いておき、必要な人はとっていくようにしてはどうか。
- 森田委員長 そういう方式でどうですかという話が坂本委員からあった。  
ほかに。
- 西森副委員長 今、出てきた話であるので、持ち帰って議論させていただけたらと思う。
- 森田委員長 それでは、初めて出た提案であるので、この件についても各会派に持ち帰って、次回の協議までに御検討いただくようお願いする。  
これらの項目についての次回の協議は、閉会日10月10日木曜日の午後1時からとしたいが、いかがか。  
  
(異議なし)
- 森田委員長 それでは、さよう決する。
- 4. その他**
- 森田委員長 最後に、その他で何かないか。  
  
(榎谷総務課長、挙手)
- 森田委員長 榎谷総務課長、どうぞ。
- 榎谷総務課長 第1から第4までの各常任委員会室と、この議運の会議室の議員の皆様の椅子の更新についてである。6月議会の議運において見本の椅子をごらんいただき、9月議会までに更新を予定している旨を御説明したところである。

## R1.9.13 議会運営委員会

この椅子の更新を本日の午後に実施するので、御報告をさせていただく。来週からは、新しい椅子にお座りいただくことになる。なお、この納品に伴い議員の皆様  
の通行や駐車場の御利用に御迷惑をおかけするが、御理解願う。

報告は以上である。

森田委員長

何か質問はないか。

(な し)

森田委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月26日木曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。